ランク区分の見直しの基礎とした20の指標(平成23年)

I 所得·消費関係

- ① 1人当たりの県民所得 「県民経済計算年報」内閣府(平成15~19年)
- ② 雇用者1人当たりの雇用者報酬 「県民経済計算年報」内閣府(平成15~19年)
- ③ 都道府県庁所在都市別 2 人以上世帯の 1 か月当たりの支出 「家計調査年報」総務省(平成 17~21 年)
- ④ 都道府県庁所在都市別消費者物価地域差指数 「消費者物価指数年報」総務省(平成17~21年)
- ⑤ 都道府県庁所在都市別標準生計費 「人事院給与勧告資料」人事院(平成 17~21 年)

Ⅱ 給与関係

- ⑥ 1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)「賃金構造基本統計調査」厚生労働省(平成17~21年)
- ⑦ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(5人以上)「毎月勤労統計調査 地方調査 」厚生労働省(平成17~21年)
- ⑧ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与額(中位数)(1~29人(製造業99人))「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省(平成18~22年)
- ⑨ 常用労働者 1 人 1 時間当たりきまって支給する現金給与額(1~4人) 「毎月勤労統計調査特別調査」厚生労働省(平成 17~21 年)
- ⑩ パートタイム女性労働者の1人1時間当たり所定内給与額(5人以上) 「賃金構造基本統計調査」厚生労働省(平成17~21年)

- ① 常用労働者1人1時間当たりきまって支給する現金給与における第1・ 二十分位数(1~4人) 「毎月勤労統計調査特別調査」厚生労働省(平成17~21年)
- ① 1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数(5~9人、10~29人)「賃金構造基本統計調査特別集計結果」厚生労働省(平成17~21年)
- ③ 常用労働者1人1時間当たり所定内給与における第1・二十分位数(1~29人(製造業99人)) 「最低賃金に関する基礎調査」厚生労働省(平成18~22年)
- ④ 新規高校学卒者の初任給(10人以上)「賃金構造基本統計調査」厚生労働省(平成17~21年)
- ⑤ 中小・中堅企業春季賃上げ妥結額(1000人未満) 「中小企業労働情報」厚生労働省(平成16~20年)

Ⅲ 企業経営関係

- 1 就業者当たり年間製造品出荷額(4人以上)「工業統計表」経済産業省(平成16~20年)
- ① 1有業者当たり年間出来高(建設業) 「建設総合統計年度報」国土交通省(平成17~21年) 「就業構造基本統計調査」総務省(平成19年)
- 1 就業者当たり年間販売額(卸売業、小売業)「商業統計表」経済産業省(平成16年及び19年)
- ⑨ 1就業者当たり年間事業収入額(一般飲食店) 「サービス業基本調査」総務省(平成 16 年)
- ② 1就業者当たり年間事業収入額(サービス業) 「サービス業基本調査」総務省(平成16年)